第一九部　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品				
九三				
	第九三類　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品			
第二〇部　雑品				
九四				
	第九四類　家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物			ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
九五				
	第九五類　玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品			ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
九六				
九六・〇一	第九六類　雑品			
	アイボリー、骨、亀の甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）			ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
九六・〇二	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品			ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
九六・〇三				
	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束した房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）			ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
九六・〇四	九六〇四・〇〇	手ふるい		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
九六・〇五	九六〇五・〇〇	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
九六・〇六		ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
九六・〇七		スライドファスナー及びその部分品		
	九六〇七・一一	スライドファスナー		
	九六〇七・一九	卑金属製の務歯を取り付けたもの		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	九六〇七・二〇	その他のもの		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
九六・〇八		部分品		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
九六・〇九		ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
九六・一〇		鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆の芯、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
九六・一一	九六一一・〇〇	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
		日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれらを有する手動式印刷用セット		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
		タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたものの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないかを問わないものとし、スプールに巻いてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
九六・一三				
	九六一三・一〇	携帯用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及び芯を除く。）		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	九六一三・二〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。）		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	九六一三・八〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。）		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	九六一三・九〇	その他のライター		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
九六・一四	九六一四・〇〇	部分品		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
九六・一五		喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
		くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
九六・一六				
	九六一六・〇〇	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
九六・一七	九六一七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
九六・一八	九六一八・〇〇	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
九六・一九	九六一九・〇〇	生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
第二一部　美術品、収集品及びこっとう				
九七				
	第九七類　美術品、収集品及びこっとう			ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

附属書三Ｂ　必要的記載事項

1　原産地証明書

(a)　輸出者の氏名又は名称及び住所

(b)　判明している場合には、生産者の氏名又は名称及び住所

(c)　輸入者又は荷受人の氏名又は名称及び住所

(d)　産品の品名及び統一システム番号（六桁番号の水準）

(e)　原産地証明書番号

(f)　原産性を与えることとなる基準

(g)　輸出者又は生産者による申告

(h)　発給機関による証明であって、原産地証明書に記載された産品が証拠に基づいて第三章（原産地規則）に定める全ての関連する要件を満たす旨が記載され、かつ、当該発給機関の正規の署名及び公の印章を付して提供されるもの

(i)　第二・六条（関税率の差異）に規定するＲＣＥＰ原産国

(j)　積送される貨物を確認するための詳細な情報（例えば、仕入書の番号、出発の日付、船舶の名称又は航空機の便名、荷揚港）